

市長メッセージ

～経済活動再開に向けた感染拡大防止について～

令和3年10月1日

1 沖縄県の新たな対処方針

沖縄県は9月30日をもって、緊急事態措置を終了し、引き続き、10月1日から31日まで、「経済活動再開に向けた感染防止拡大抑止期間」と位置づけ、新たな対処方針を設定しました。

それには、「感染対策と日常生活を両立させること」、「感染拡大に対する社会の耐性を高める。」旨の記載があり、解除後に再拡大を起こさないためにとるべき措置を継続することが必要とされています。

2 市民の皆さんへのお願い

豊見城市は、県の対処方針に従い、ウイズコロナの生活様式、感染対策を講じながら、経済活動再開に向け、感染対策で利用を制限している施設の再開や利用時間の制限緩和等、準備をすすめます。

また、12歳未満の接種のできない子供たちが通う学校、社会福祉施設、保育所等における感染拡大が懸念されていますが、子供たちが交流する場の感染対策の徹底を図ります。

つぎに、酒類を提供する飲食店については、「感染症対策認証店」の利用を推奨するとともに、飲酒を伴う会食等においては「4人以下で、3密を避け、2時間以内、1次会で帰る。」を実践してください。

県境を越えるまたは離島への移動の自粛についてはその必要性を確認して、必要最小限にしてください。

自分自身、大切な家族、地域社会を守るため、まだワクチンを接種していない方は、早めのワクチン接種をお願いします。引き続き、マスクの着用、小まめな手洗い、手指の消毒を徹底して、医療をつぶさない、大切な家族を守る感染拡大防止にご協力をお願いします。

豊見城市長 山川 仁